

「介護保険制度」が変わります

介護保険事業計画策定



「認定率の増加」

全国平均、福井県平均と比較して、要介護認定率が高くなっています

	全国	福井県	小浜市
要支援	3.90%	3.40%	3.04%
要介護	12.53%	11.98%	13.96%
合計	16.43%	15.38%	17.00%

平成 19 年 4 月現在

※認定率…第 1 号被保険者数に占める認定者数の割合

「今後の見込み」

◆被保険者数、認定者の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総人口	32,251 人	31,989 人	31,707 人	31,420 人
高齢化率	26.7%	27.3%	27.4%	27.3%
第 1 号被保険者数	8,625 人	8,719 人	8,675 人	8,577 人
要介護、要支援認定者	1,475 人	1,575 人	1,604 人	1,639 人
認定率	17.1%	18.1%	18.5%	19.1%

◆介護サービス利用者数、給付費の推計

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設、居住系サービス利用者数	434 人	441 人	444 人	444 人
居宅サービス利用者数	887 人	904 人	922 人	940 人
介護保険総事業費	25 億 7,200 万円	27 億 1,500 万円	27 億 5,500 万円	27 億 8,800 万円

※金額は端数計算してあります

介護保険料の基準額を変更しました

2 月号でもお知らせしたとおり、要介護認定者、介護給付費が急激に増加しているため、平成 21 年度からの介護保険料を今後 3 年間の介護サービス量の見込みに応じ、現行基準額 4,100 円を 4,800 円に改定させていただきます。

また、被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細やかな保険料を設定するため、現行の 6 段階から 9 段階に変更します。保険料率については、12 ページに掲載しています。

第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料は 3 年ごとに見直すことになっていて、3 年間の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額
4,100 円 (現行) → 4,800 円 (4 月から)

$$\text{基準額} = \frac{\text{小浜市の平成 21 ～ 23 年度の介護保険総事業費用}}{\text{65 歳以上の負担分 (20\%)}} \div \frac{\text{小浜市の 65 歳以上の人数}}{\text{小浜市の 65 歳以上の人数}} = 4,800 \text{ 円}$$

市では、平成十八年三月に「地域の仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」を基本理念に、「小浜市新こすもすプラン 2008（小浜市老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定して、高齢者保健、福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施運営に取り組んできました。介護保険法と老人福祉法の規定により、三年ごとに本計画の見直し義務づけられていることから、今回、「小浜市老人福祉計画・第四期介護保険事業計画」を策定しました。この計画には、健康で生きがい満ちた福祉社会の実現を目指し、平成二十一年度から今後三年間の高齢者保健、福祉施策や介護保険サービス見込み量などを盛り込んでいます。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎内線 161

小浜市の現状

「給付の現状」

第 1 号被保険者一人当たりの給付月額です。居宅系サービス、施設系サービスともに全国平均、福井県平均を上回っています。居宅系サービスでは通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、施設系サービスでは特別養護老人ホームの給付月額が高くなっています。

	全国	福井県	小浜市
居宅系サービス (居宅 + 地域密着型)	9,956 円	9,217 円	11,132 円
訪問介護	1,903 円	1,055 円	2,100 円
通所介護	2,315 円	2,877 円	3,507 円
施設系サービス (施設 + 特定入所者)	8,429 円	10,500 円	11,732 円
特別養護老人ホーム	3,528 円	4,517 円	5,581 円

平成 19 年 4 月現在

介護サービス一人当たりの給付月額です。居宅系サービス、施設系サービスともに全国平均、福井県平均を上回っています

	全国	福井県	小浜市
居宅系サービス 給付月額	97,189 円	97,326 円	101,190 円
施設系サービス 給付月額	276,468 円	264,398 円	280,947 円

平成 19 年 4 月現在

今後の重点的な取り組み

健康づくり・介護予防の推進

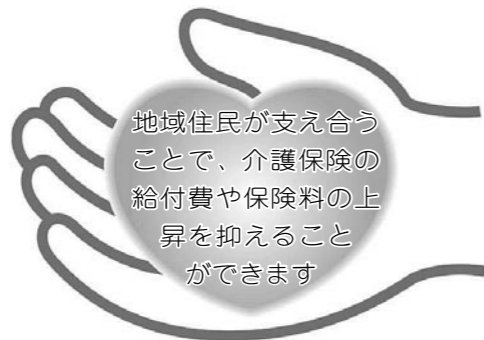
市では、「地域型介護予防教室」を開催して、介護予防に関する知識の普及、啓発に取り組みます。これは、高齢者が要介護状態になることなく、できる限り健康を維持し「活動的な85歳」を迎えられるように積極的に支援するものです。

現在実施している介護予防事業

- 通所型介護予防事業
- ふれあいサロン
- 訪問型介護予防事業
- 介護予防教室

新 地域型介護予防教室

各公民館で実施するもので、健康管理センターなどへ出かけることができない人でも気軽に参加できる教室です



介護給付の適正化

急激に増大する介護給付費や保険料を抑制するために、「介護給付費適正化事業」に取り組みます。これは、適切な介護保険サービスの提供や不適切なサービス提供を防止して、制度の信頼感を高めるものです。

- ★介護給付費適正化事業
- 適正な介護認定の実施…認定調査員や認定審査会委員の指導や研修など
- ケアマネジメントの適正化…初回のケアプランチェックや医療給付との突合など
- サービス事業所などへの指導強化…県と連携して適正指導など

地域ケアの推進

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らすことができるように、地域の総合的なケアマネジメントを行う地域包括支援センター。人員を増やして、「住民同士で支え合いや見守りができる地域づくり」に取り組みます。

具体的には、民生委員や医療機関などの関係機関とのネットワークづくりなどで、地域ケア体制を築いていきます。

介護保険法 改正

「介護保険法」の主な改正点

要 介護認定制度が変わります

現行の認定制度では、認定調査員の主観によるばらつき、調査項目が多いことによる調査員への負担など、多くの課題を抱えていました。

要介護認定の基本的な仕組みは変わっていませんが、今回の法改正で見直す項目は、観察、聞き取りによる客観的な「調査方法」と82項目から74項目へ改められる「認定調査項目」です。

サ サービスの一部利用料が値上げ

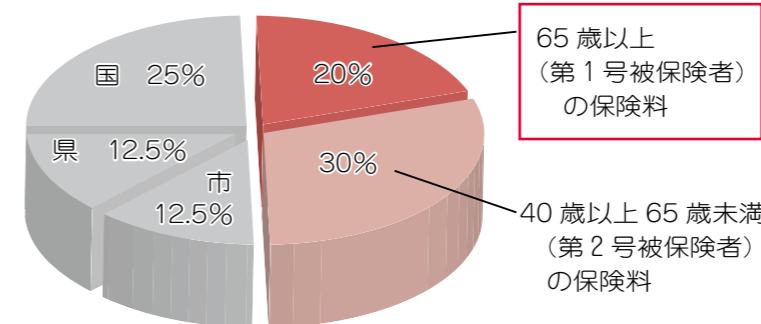
今回の法改正により、一部の介護サービスの利用料が改正されます。これは、介護保険制度創設以来、2度減額になっていた介護従事者への報酬が初めて増額になったものです。

※すべてのサービス利用料が増額になるわけではありません。詳しくは、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業所へお問い合わせください

第4期（平成21～23年度）介護保険料

		新9段階 (平成21～23年度)			※参考 現行6段階 (平成18～20年度)						
		基準所得 金額(円)	保険料 月額(円)	保険料 年額(円)	基準額に 対する 割合	基準所得 金額(円)	保険料月 額(円)	基準額に 対する 割合			
1段階	生活保護受給者		2,400	28,800	0.50		2,050	0.50			
2段階	世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者									
		課税年金収入額 +合計所得金額 ≤80万円		2,400	28,800	0.50		2,050	0.50		
3段階		2段階以外 80万円超		3,600	43,200	0.75		3,075	0.75		
新4段階 (現行4段階)	世帯に市民税課税者がいる が本人は非課税	課税年金収入額 +合計所得金額 ≤80万円		4,360	52,320	0.91	基準額	4,100	1.00		
新5段階 (現行4段階)		4段階以外 80万円超	基準額	4,800	57,600	1.00					
新6段階 (現行5段階)	本人が 市民税課税	前年所得が 125万円未満		5,560	66,720	1.16	200万	6,150	1.50		
新7段階 (現行5段階)		前年所得が 125万円以上 200万円未満	125万	6,000	72,000	1.25				5,125	1.25
新8段階 (現行6段階)		前年所得が 200万円以上 400万円未満	200万	7,200	86,400	1.50					
新9段階 (現行6段階)		前年所得が 400万円以上	400万	8,400	100,800	1.75					
多段階化（6段階→9段階）による効果など		①同一世帯に課税者がいる市民税非課税（現行4段階）で、収入が一定下の者に対する保険料の引き下げ ②市民税非課税層に対するきめ細やかな保険料設定 ③市民税課税者のうち、400万円以上の者の負担加重									

介護保険の財源



マナーを守ってペットの飼育を

近年、犬や猫などのペットを飼う人が増えています。ふんの放置や放し飼い、騒音など、ペットをめぐる問題も多く発生しています。

動物を飼うときは、その習性をよく理解し、他人に不快な思いをさせないように、家族の一員として最後まで面倒を見ましょう。



ペットを飼うときは…

ふんの後始末をしっかりと

ペットのふんを放置することは、見た目に汚いだけでなく、衛生面でも問題があります。飼い主が責任を持って、自宅敷地内の決まった場所に排せつするように、しっかりとしつけをしましょう。

散歩をするときは、紙やビニール袋などを携行し、排せつした場合は必ず回収しましょう。

最後まで責任を持って

ペットを飼うということは、そのペットの生涯に責任を持つということです。最後まで面倒を見る自信がない人は、初めから飼わないようにしましょう。

何らかの理由で飼えなくなった場合は、捨てるのではなく新しい飼い主を探してください。新しい飼い主がどうしても見つからないときは、若狭健康福祉センター（☎52・1300）へ相談してください。

放し飼いはやめましょう

犬は、つないで飼うことが義務付けられています（福井県動物の愛護および管理に関する条例、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準）。放し飼いや網をつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与えることがあります。犬は、必ずつないで飼いましょう。

去勢、不妊手術を

家で飼えない、新しい飼い主が見つからないなどの理由で、毎年多くの犬や猫が安楽死処分されています。生まれるすべての命に責任が持たないのであれば、去勢手術や不妊手術など、繁殖制限を行いましょう。



飼い犬には 狂犬病予防注射を

狂犬病の予防注射は、狂犬病予防法に基づき、年一回義務付けられています。飼い主は必ず受けさせてください。

注射は動物病院でも できます

●おちに獣医科病院
多田二三ノ一ノ一八
☎56・1816

●富永獣医科病院
城内二丁目六ノ七
☎52・0141

●はしづめ動物病院
遠敷六丁目二一〇
☎56・3486

●わかさ動物病院
府中一六ノ六ノ三
☎52・9988

【料金】二、三〇〇円
【持参品】印鑑・料金・送付するはがき



～狂犬病の予防注射～

とき	ところ	時間
4/16 (木)	東勢ふれあい会館	9時00分～9時10分
	旧駐在所(荒木)	9時20分～9時35分
	J A若狭加斗支店	9時40分～9時50分
	谷田部住民センター	10時10分～10時25分
	□名田公民館	10時35分～10時50分
	五十谷住民センター(上中井)	11時00分～11時10分
	西相生集落センター	11時20分～11時30分
	東相生生活改善センター	11時40分～11時50分
	中名田児童館	13時00分～13時15分
	中名田公民館	13時25分～13時40分
	上田ふれあい会館	13時50分～14時00分
	小屋集落センター	14時10分～14時20分
	野代ふれあい会館	14時45分～15時00分
	今富公民館	15時10分～15時50分
4/21 (火)	多田集落センター	16時00分～16時20分
	旧箸工業組合(福谷)	9時00分～9時20分
	西津公民館	9時30分～10時00分
	水取センター	10時10分～10時30分
	交流ターミナルセンター	10時40分～11時00分
	中央公民館	11時10分～11時40分
	本境寺駐車場(小浜竜田)	13時00分～13時10分
	若狭ふれあいセンター	13時20分～13時50分
	青井第一公園	14時00分～14時10分
	4/23 (木)	J A若狭国富基幹支店
奈胡公会堂	9時20分～9時30分	
熊野ふれあい会館	9時40分～9時50分	
次吉集会所	10時00分～10時10分	
慶林寺(栗田)	10時20分～10時30分	
高塚集落センター	10時40分～10時50分	
太良庄公会堂	11時00分～11時10分	
漁協田烏支所	13時30分～13時50分	
福寿寺(矢代)	14時05分～14時10分	
蓮性寺(阿納)	14時20分～14時25分	
常福寺(西小川)	14時40分～14時50分	
堅海公会堂	15時05分～15時20分	
内外海児童センター	15時40分～16時00分	
4/28 (火)	本保生活改善センター	9時00分～9時10分
	大谷ふれあい会館	9時20分～9時30分
	新保ふれあい会館	9時40分～9時50分
	小北集落センター(加茂)	10時00分～10時10分
	宮川公民館	10時20分～10時30分
	新平野駅	10時40分～10時50分
	松永公民館	11時00分～11時10分
	門前バス停	11時20分～11時30分
	遠敷児童センター	13時00分～13時30分
	遠敷公民館	13時40分～13時50分
	金屋公会堂	14時00分～14時10分
	神宮寺仁王門	14時20分～14時30分
長瀬バス停(下根来)	14時40分～14時45分	

※赤字で記した施設については、5月15日(金)にも実施します。

■問い合わせ 環境衛生課 ☎内線 143